

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等利用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別記の希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等（以下「マスコット等」という。）を利用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公共目的の利用)

第2条 公共目的によりマスコット等を利用しようとする者は、あらかじめ「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等公共目的利用申請書」（様式第1号）を岩手県文化スポーツ部長（以下「部長」という。）に提出し、その許諾を得なければならない。

2 公共目的とは、マスコット等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 資料及び無償で交付される記念品類の物品で、公共活動に寄与すると認められるものに利用するとき。
- (2) 出版物で、公共活動に寄与する内容を掲載するとき。
- (3) 公共イベント等に関する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するとき。
- (4) その他部長が公共活動に寄与すると認めたとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、部長の許諾を受けずに公共目的によりマスコット等を利用することができる。この場合において、マスコット等の利用を開始したとき、又は、その利用の内容を変更するときは、速やかに、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等公共目的利用届」（様式第2号）を部長に提出しなければならない。

- (1) 国、岩手県又は岩手県内の市町村
- (2) 公益財団法人岩手県体育協会、岩手県内各市町村体育協会及びこれらに加盟する競技団体
- (3) 障がい者福祉団体及び障がい者競技団体
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校
- (5) その他部長が特に認めたもの

(商業目的の利用)

第3条 商業目的（マスコット等を商品、景品、広告宣伝等に利用する場合をいう。）によりマスコット等を利用しようとする者は、あらかじめ「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等商業目的利用申請書」（様式第3号）を部長に提出し、その許諾を得なければならない。

(利用の許諾)

第4条 部長は、前2条に基づく利用申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許諾するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合

- (2) 岩手県の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合
 - (7) マスコット等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (8) マスコット等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) 立体物で、その表現がマスコット等の立体物と認められない場合
 - (10) マスコット等の定められた色、形等の利用が適当でないと認められる場合
 - (11) 利用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
 - (12) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
 - (13) その他部長が不相当と認めた場合
- 2 前項の規定による許諾は、許諾番号を付した上で「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等利用許諾書」（様式第4号）をもって行うものとする。
- 3 部長は、第1項の規定により許諾する場合において、利用の条件を付することができる。

（利用料）

第5条 マスコット等の利用料は、無料とする。

（遵守事項）

第6条 マスコット等を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ利用し、利用条件に従うこと。
- (2) 利用権を第三者に譲渡し、又は再利用を許諾しないこと。
- (3) マスコット等につき定められた色、形等を正しく利用し、規格外の展開等の応用利用はしないこと。
- (4) 原則としてマスコット等を利用する物件に許諾番号を付記すること。ただし、その形状等から許諾番号を付記することが困難である場合はこの限りでない。
- (5) マスコット等を利用する物件の完成見本を速やかに部長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) マスコット等を利用する物件の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故又は苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに部長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県は一

切の責任を負わない。

- (7) 利用者は、マスコット等の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならないこと。

(利用期間)

第7条 マスコット等の利用の許諾に係る期間は、マスコット等の利用を開始する年度から起算して3年度を超えないものとする。

(利用期間の延長)

第8条 第2条第3項各号に掲げる団体が商業目的でマスコット等を利用する場合には、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等利用期間延長報告書」(様式第5号)を提出することにより、許諾された利用期間を超えて引き続きマスコット等を利用することができる。

- 2 前項の規定に基づき利用期間を延長する場合において、延長に係る利用期間は、当該利用期間の初日を含む年度から起算して3年度を超えることができない。

(許諾内容の変更)

第9条 マスコット等の利用者が、許諾されたマスコット等の利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等利用変更許諾申請書」(様式第6号)を部長に提出し、その許諾を得なければならない。

- 2 第4条から第7条までの規定は、前項の場合に準用する。

(利用の報告)

第10条 マスコット等を利用した者は、各年度終了後30日以内又は利用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等利用報告書」(様式第7号)を部長に提出しなければならない。

(利用状況の調査等)

第11条 部長は、利用者に対し、マスコット等の利用状況について調査を行い、又はその利用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第12条 部長は、マスコット等の利用がこの規程及び許諾内容に違反していると認められる場合は、その旨を通知するとともに、その是正を求めるほか、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項による通知を受けた者は、マスコット等の利用を直ちに中止するものとする。
- 3 第1項の規定による許諾の取消しは、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等利用許諾取消書」(様式第8号)をもって行うものとする。

- 4 第1項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾にかかる物件においてマスコット等を利用してはならない。
- 5 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。
- 6 県は、第1項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用の非独占性等)

第13条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマスコット等を利用する権利を付与し、又は商品、利用者等について県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用者がマスコット等を利用することに伴う経費又は役務を負担しない。

(情報の公開)

第15条 県は、広く利用促進を図る観点から、マスコット等の利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、マスコット等の利用の取扱いについて必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月21日から施行する。